

令和5年7月28日

島根県政策企画局

政策企画監室 飯塚 TEL：0852-22-6061

広聴広報課 奈良 TEL：0852-22-5769

遣島使名刺の校正確認メールの誤送信について

1 概要

遣島使（※注1）として島根県のPR等を行っていただくため、遣島使のロゴや観光地をデザインした名刺を作成しており、希望者にお渡ししているが、ご本人に名刺校正原稿を確認いただくためメールをお送りする際に、第三者のアドレスあてに誤送信する事案が発生しました。

※遣島使制度については、別紙を参照

2 経過

7月25日（火）

- ・ 遣島使あて、名刺校正原稿を送信（誤送信）。
- ・ 誤送信を受けた方から電話連絡。
- ・ 該当の送信メールアドレスと名刺注文申込用紙記載のメールアドレスが異なり、誤送信が発覚。
- ・ 本来送るべき方へ、電話とメールで誤送信が発生したことの説明と謝罪を伝えた。
- ・ 誤送信の連絡をいただいた方あてメールで謝罪とメール削除を依頼した。
- ・ この他には誤送信がないことを確認。

3 漏えいした情報

本来送るべき方の「氏名」「住所」「電話番号」

（いずれも、名刺の校正原稿に記載。氏名は、メール本文にも記載。）

4 発生原因

名刺注文申込用紙から、印刷委託先企業に発注する際に用いる名刺印刷依頼一覧表に転記入力する際、メールアドレスを誤入力した。

県から名刺校正原稿の確認依頼メールを送る際に、この一覧表の誤ったアドレスへ送った。

5 再発防止策

名刺印刷依頼一覧表、名刺校正原稿、メール送信時アドレスについて、遣島使の方から提出された申込用紙とのチェックを複数で行うことを徹底する。